

院内感染防止対策に関する 取り組みについて

当院では、患者様が安心して安全な医療を受けられる環境を整え、良質な医療・看護を提供するため感染防止対策において次の事項を実践していきます。

- (1) 感染の原因である感染源および感染経路を常に遮断できるように職員一人ひとりが感染防止対策を認識し、患者様やご家族に指導および啓蒙活動を行い医療・看護を実践します。
- (2) すべての職員が標準予防策に留意し実践します。

1. 当院の感染防止対策についての体制

- (1) 当院では感染対策向上加算2を算定する上で、院内感染管理者として専任の医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師による感染制御に係わる部門を設置しています。
- (2) 感染制御チーム（ICT）として上記の感染制御に係わる専任管理者が院内の感染防止として患者様の状態を把握し、原因菌の検索・適切な予防対策・抗生物質の使用・治療について助言や指導を行います。
- (3) 当院では各部署に感染対策に係わる職員（感染対策委員）を配置し、感染防止対策に積極的に関わり、実践しています。

2. 院内の職員への研修について

- (1) 当院では年2回、定期的に全職員に対して院内感染対策研修会を実施しています。

3. 他の病院との連携について

- (1) 感染対策向上加算1に係る届出を行っている「由利組合総合病院」が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに年4回程度参加しております。
- (2) 感染対策向上加算1に係る届出を行っている「由利組合総合病院」が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練については、少なくとも年1回以上参加しております。
- (3) 当院では秋田県および東北地区の感染対策協議会および病院と連携し、感染防止対策の実践的指導を受け情報交換していきます。